

第140期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2023年2月22日（水曜日）午前10時

開催場所

ANAクラウンプラザホテル富山
3階「鳳」の間
富山市大手町2番3号

議案

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
8名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の
報酬等の額決定の件
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
第7号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取
締役を除く。）に対する株式報酬等の額および
内容決定の件
第8号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買
取防衛策）継続の件

議決権行使期限

2023年2月21日（火曜日）
午後4時35分まで

株式会社 不二越

目次

第140期定時株主総会招集ご通知……………	1
株主総会参考書類……………	5
(添付書類)	
事業報告……………	52
連結計算書類……………	69
計算書類……………	71
監査報告……………	73

新型コロナウイルス感染防止への対応について

1. 株主の皆様におかれましては、極力書面またはインターネットにより議決権を行使していただき、当日のご来場の見合わせをご検討いただきますようお願い申し上げます。
2. 座席の間隔を広げるため、ご用意できる席数に限りがございます。満席時にはご入場を制限させていただきます場合がございます。
3. 体調不良と見受けられる株主様には、ご入場をお控えいただく場合がございます。
4. 議事を簡略化し、質疑応答時間も短縮させていただきます。
5. お土産の配布およびお飲み物の提供はございません。

(証券コード 6474)
2023年2月3日

株 主 各 位

東京都港区東新橋一丁目9番2号

株式会社 不二越

代表取締役社長 坂 本 淳

第140期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第140期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染防止のため、極力書面またはインターネットにより議決権を行使していただき、当日のご来場の見合わせをご検討いただきますようお願い申し上げます。書面またはインターネットにより議決権を行使していただく場合には、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年2月21日（火曜日）午後4時35分までに議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年2月22日（水曜日）午前10時
2. 場 所 富山市大手町2番3号
ANAクラウンプラザホテル富山 3階「鳳」の間
3. 目的事項
報告事項
 1. 第140期（2021年12月1日から2022年11月30日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類
監査結果報告の件
 2. 第140期（2021年12月1日から2022年11月30日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する株式報酬等の額および内容決定の件
- 第8号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

4. その他本招集ご通知に関する事項

事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」、連結計算書類の連結株主資本等変動計算書および連結注記表ならびに計算書類の株主資本等変動計算書および個別注記表につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.nachi-fujikoshi.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。

従いまして、本招集ご通知の添付書類に記載の事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人または監査役が会計監査報告または監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.nachi-fujikoshi.co.jp/>)に掲載いたします。

# 議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

## 株主総会にご出席される場合

---



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

**日時** 2023年2月22日(水曜日) 午前10時

## 書面（郵送）で議決権を行使される場合

---



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

**行使期限** 2023年2月21日(火曜日) 午後4時35分到着分まで

## インターネットで議決権を行使される場合

---



パソコン、スマートフォンから議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、画面の案内に従い、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力いただき、賛否をご入力ください。詳細は次ページをご参照ください。

**行使期限** 2023年2月21日(火曜日) 午後4時35分入力完了分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」および「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。

※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

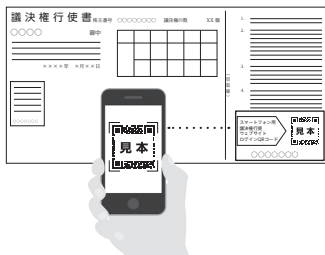
※ 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

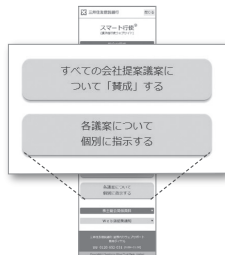
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

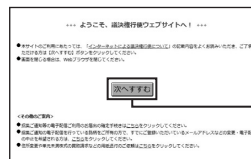
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

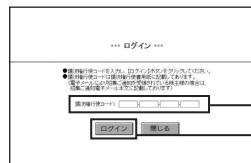
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を企業経営の基本の一つとして位置づけ、配当につきましては、連結業績、配当性向などを総合的に勘案し、安定的な配当を継続実施することを基本としております。内部留保資金につきましては、将来の事業展開、財務体質の強化に充当する考えであります。

第140期の期末配当金につきましては、この方針のもと、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

##### ① 配当財産の種類

金銭といたします。

##### ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金110円 総額 2,607,228,690円

相応の収益確保ができましたので、株主の皆様のご支援にお応えするため、前期に比べ1株につき10円増配といたしたいと存じます。

##### ③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年2月24日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

- (1) 当社は、取締役会の監督機能を強化し、経営の意思決定を迅速化することで、コーポレート・ガバナンスの一層の充実と企業価値の向上をはかるため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改定規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定、および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を新設するものであります。また、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (3) 災害、疫病等の不測の事態が原因で定時株主総会を適時に開催することが困難であると判断される場合に備えて、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議によって行うことができる旨の規定を新設するとともに、内容が重複する規定の削除等を行うものであります。なお、本変更後も株主総会において剰余金の配当等を決議することができることに変わりはありません。
- (4) その他、上記変更に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。  
なお、本議案における定款変更につきましては、本総会の終結の時をもって効力を生じるものといたします。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)<br/>(機 関)</p> <p>第4条 当社は株主総会および取締役のほか次の機関をおく。</p> <p>1. 取締役会<br/>2. <u>監査役</u><br/>3. <u>監査役会</u><br/>4. 会計監査人</p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条 (条文省略)<br/>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 当社は会社法第165条第2項の規定により、<u>取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条～第12条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第13条～第14条 (条文省略)<br/>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は取締役会の決議に基づき<u>取締役社長</u>が招集し、その議長となる。<br/><u>取締役社長に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> | <p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)<br/>(機 関)</p> <p>第4条 当社は株主総会および取締役のほか次の機関をおく。</p> <p>1. 取締役会<br/>2. <u>監査等委員会</u><br/>(削 除)<br/>3. 会計監査人</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>第7条～第11条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第13条 (現行どおり)<br/>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は取締役会の決議に基づき社長が招集し、その議長となる。</p> <p>2. <u>社長に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> |



| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を法令の定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第17条～第19条 (条文省略)<br/>第4章 取締役および取締役会<br/>(員 数)</p> <p>第20条 取締役は19名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> | <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第16条～第18条 (現行どおり)<br/>第4章 取締役および取締役会<br/>(員 数)</p> <p>第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、14名以内とする。</p> <p>2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</p> |

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(選 任)</p> <p>第21条 取締役は株主総会で選任し、その決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</p> <p>取締役の選任決議については累積投票によらない。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会はその決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>取締役会はその決議によって取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(任 期)</p> <p>第23条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>補欠または増員により選任された取締役の任期は、<u>他の在任する</u>取締役の任期の満了する時までとする。</p> | <p>(選 任)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会で選任し、その決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</p> <p>2. <u>取締役の選任決議については累積投票によらない。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会はその決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>2. <u>取締役会はその決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(任 期)</p> <p>第22条 取締役 <u>（監査等委員である取締役を除く。）</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(報酬等)</p> <p>第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。取締役および監査役全員の同意があるときは、招集手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 当会社は取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該提案を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>第28条 (条文省略)</p> | <p>(報酬等)</p> <p>第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、<u>取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 当会社は取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該提案を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                | 変 更 案 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <p><u>第5章 監査役および監査役会</u></p>                                                                                                                                                                                           | (削 除) |
| <p><u>(員 数)</u></p>                                                                                                                                                                                                    |       |
| <p><u>第29条 監査役は4名以内とする。</u></p>                                                                                                                                                                                        | (削 除) |
| <p><u>(選 任)</u></p>                                                                                                                                                                                                    |       |
| <p><u>第30条 監査役は株主総会で選任し、その決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</u></p>                                                                                                                           | (削 除) |
| <p><u>(常勤監査役)</u></p>                                                                                                                                                                                                  |       |
| <p><u>第31条 監査役会はその決議をもって常勤の監査役を選定する。</u></p>                                                                                                                                                                           | (削 除) |
| <p><u>(任 期)</u></p>                                                                                                                                                                                                    |       |
| <p><u>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u><br/><u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>                                                                            | (削 除) |
| <p><u>(報酬等)</u></p>                                                                                                                                                                                                    |       |
| <p><u>第33条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</u></p>                                                                                                                                                                             | (削 除) |
| <p><u>(監査役の責任免除)</u></p>                                                                                                                                                                                               |       |
| <p><u>第34条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u><br/><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> | (削 除) |

| 現 行 定 款                                                                                                                                           | 変 更 案                                                                                                   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(監査役会の招集)</p> <p>第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>監査役全員の同意があるときは、招集手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p> | <p>(削 除)</p>                                                                                            |
| <p>(監査役会規則)</p> <p>第36条 監査役会に関する事項については、法令または本定款のほか監査役会で定める「監査役会規則」による。</p> <p>(新 設)</p>                                                          | <p>(削 除)</p>                                                                                            |
| <p>(新 設)</p>                                                                                                                                      | <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第29条 監査等委員会はその決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</p>                    |
| <p>(新 設)</p>                                                                                                                                      | <p>(監査等委員会の招集)</p> <p>第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> |
| <p>(新 設)</p>                                                                                                                                      | <p>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>                                                  |
| <p>(新 設)</p>                                                                                                                                      | <p>(監査等委員会規則)</p> <p>第31条 監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか監査等委員会で定める「監査等委員会規則」による。</p>                     |

招集(通知)

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第37条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第38条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p><u>(中間配当)</u></p> <p>第39条 <u>当社は取締役会の決議によって、毎年5月31日を基準日として中間配当を行なうことができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第40条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> | <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第32条 (現行どおり)</p> <p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p>第33条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第34条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">2. <u>当社の中間配当の基準日は、毎年5月31日とする。</u></p> <p style="text-align: center;">3. <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第35条 (現行どおり)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>第1条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、第140期定時株主総会終結前の行為に関する同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                        |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新 設)   | <p>(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p>第2条 会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>2. 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> |

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、本総会終結の時をもって取締役16名全員が任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じとします。）8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号          | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                           | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                    | 所有する<br>当社株式の数 |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1<br><b>再任</b> | ほん ま ひろ お<br>本 間 博 夫<br>(1945年7月29日生)                                                                                                                                  | 1970年4月 当社入社<br>2001年2月 当社取締役<br>2002年7月 当社常務取締役<br>2004年2月 当社取締役副社長<br>2009年2月 当社取締役社長<br>2017年2月 当社取締役会長現在に至る | 31,384株        |
|                | (候補者とした理由)<br>本間博夫氏は、当社において、2009年2月から代表取締役社長を、2017年2月からは代表取締役会長を務めており、経営基盤の強化と企業価値の向上に手腕を発揮してきました。経営トップとしての豊富な経験と高い見識を活かして、今後も経営を牽引することが期待できるため、取締役として再任をお願いするものであります。 |                                                                                                                 |                |
| 2<br><b>再任</b> | くろ さわ つとむ<br>黒 澤 勉<br>(1965年3月8日生)                                                                                                                                     | 1989年1月 当社入社<br>2021年2月 当社取締役軸受構造改革担当、調達本部長<br>2022年2月 当社取締役軸受構造改革担当、製造担当<br>(工具・マテリアル)、調達本部長現在<br>に至る          | 5,424株         |
|                | (候補者とした理由)<br>黒澤勉氏は、当社において軸受事業部長や調達本部長を歴任し、豊富な経験と高い見識を有しております。こうした経験と見識を活かして、今後も経営全般に貢献することが期待できるため、取締役として再任をお願いするものであります。                                             |                                                                                                                 |                |



| 候補者番号                                                                                                                                       | 氏名<br>(生年月日)           | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                      | 所有する<br>当社株式の数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3<br>再任                                                                                                                                     | 林 秀 憲<br>(1959年1月24日生) | 1983年4月 当社入社<br>2013年2月 当社取締役東日本支社長<br>2014年2月 当社常務取締役営業戦略本部副本部長、<br>中日本営業担当、技術開発担当<br>2018年2月 当社取締役副社長営業戦略副本部長、中日本営業担当<br>2021年2月 当社取締役副社長営業統括(国内・海外)、営業本部長現在に至る | 12,232株        |
| (候補者とした理由)<br>林秀憲氏は、当社において東日本支社長他を歴任し、2018年2月から副社長を務めております。営業に関する深い知見を活かして、今後もあらゆる局面において適切な経営判断を行うことが期待できるため、取締役として再任をお願いするものであります。         |                        |                                                                                                                                                                   |                |
| 4<br>再任                                                                                                                                     | 原 英 明<br>(1960年1月17日生) | 1983年4月 当社入社<br>2018年2月 当社取締役那智不二越(上海)貿易有限公司(現不二越(中国)有限公司)ロボットビジネスセンター長<br>2019年2月 当社常務取締役中国事業担当、不二越(中国)有限公司中国総代表<br>2022年2月 当社常務取締役製造統括、人事担当現在に至る                | 7,559株         |
| (候補者とした理由)<br>原英明氏は、当社において調達部長や軸受事業部長を歴任し、中国地域統括会社の代表を務めるなど、豊富な経験と深い知見を有しております。こうした経験と知見を活かして、今後も経営全般に貢献することが期待できるため、取締役として再任をお願いするものであります。 |                        |                                                                                                                                                                   |                |

招集(通知)

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

| 候補者番号                                                                                                                        | 氏名<br>(生年月日)           | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                          | 所有する<br>当社株式の数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 5<br><b>再任</b>                                                                                                               | 古澤 哲<br>(1959年6月4日生)   | 1982年4月 当社入社<br>2014年2月 当社取締役営業戦略本部副本部長、アセアン地区担当、欧州地区担当<br>2022年3月 当社取締役経営企画部長、海外営業担当、コンプライアンス本部長、海外人事担当現在に至る                                         | 7,965株         |
| (候補者とした理由)<br>古澤哲氏は、当社において主に海外営業部門に携わり、2022年3月から経営企画部長を務めております。豊富な経験と高い見識を活かして、今後も経営全般に貢献することが期待できるため、取締役として再任をお願いするものであります。 |                        |                                                                                                                                                       |                |
| 6<br><b>再任</b>                                                                                                               | 澤崎 裕一<br>(1962年3月1日生)  | 1986年4月 当社入社<br>2015年2月 当社財務部長<br>2021年2月 当社取締役財務担当、財務部長現在に至る                                                                                         | 5,978株         |
| (候補者とした理由)<br>澤崎裕一氏は、当社において長年財務部門に携わり、財務・会計に関して深い知見を有しております。この知見を活かして今後も経営全般に貢献することが期待できるため、取締役として再任をお願いするものであります。           |                        |                                                                                                                                                       |                |
| 7<br><b>再任</b>                                                                                                               | 牛丸 裕之<br>(1962年4月29日生) | 1986年4月 当社入社<br>2022年2月 当社取締役製造統括本部長、製造担当(油圧・カーハイドロリクス・ロボット・工作機・サーモテック)、総務担当、リスク管理総括<br>2022年9月 当社取締役製造統括本部長、製造担当(油圧・カーハイドロリクス・ロボット・工作機・サーモテック) 現在に至る | 4,097株         |
| (候補者とした理由)<br>牛丸裕之氏は、当社において長年油圧事業部門に携わり、現在は製造統括本部長を務めております。豊富な経験に基づく高い見識を活かして、今後も経営全般に貢献することが期待できるため、取締役として再任をお願いするものであります。  |                        |                                                                                                                                                       |                |

| 候補者番号    | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                              | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                 | 所有する<br>当社株式の数 |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 8<br>再任  | 岡部 洋<br>(1955年8月1日生)                                                                                                                                      | 1980年4月 久保田鉄工(株) (現(株)クボタ) 入社<br>2013年4月 (株)クボタ パイプシステム事業ユニット理事 (技術担当)<br>2020年2月 当社取締役現在に至る | 864株           |
| 社外<br>独立 | (候補者とした理由および期待される役割)<br>岡部洋氏は、(株)クボタにおいて水関連事業に長く携わり、パイプエンジニアリング部長他を歴任するなど、豊富な経験と高い見識を有しております。この経験と見識を活かして当社の経営を引き続き適切に監督していただくため、社外取締役として再任をお願いするものであります。 |                                                                                              |                |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 岡部洋氏は、社外取締役の候補者であります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。  
3. 岡部洋氏の当社社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。  
4. 当社は、会社法第427条第1項により、岡部洋氏との間で、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としており、同氏の再任が承認された場合、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。  
5. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該契約の内容の概要は、事業報告3.(5)に記載のとおりであり、各候補者が取締役に再任された場合、当該契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号     | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                             | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                     | 所有する<br>当社株式の数 |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1         | 小林 昌行<br>(1954年5月2日生)                                                                                                                                    | 1977年4月 当社入社<br>2011年2月 当社取締役<br>2015年2月 当社常務取締役<br>2020年2月 当社常勤監査役現在に至る      | 13,894株        |
| <b>新任</b> | (候補者とした理由)<br>小林昌行氏は、当社において長年財務部門を担当し、2011年2月から取締役を、2020年2月からは常勤監査役を務めております。こうした経験に基づく深い知見を活かして、経営を適切に監督・監査することが期待できるため、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。   |                                                                               |                |
| 2         | 山崎 昌一<br>(1956年11月21日生)                                                                                                                                  | 1979年4月 (株)北陸銀行入行<br>2011年6月 同行執行役員<br>2015年2月 当社常勤監査役現在に至る                   | 4,890株         |
| <b>新任</b> | (候補者とした理由および期待される役割)<br>山崎昌一氏は、長年金融機関に在籍し、2015年2月から当社常勤監査役を務めていただいております。金融機関で培われた豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社の経営を適切に監督・監査していただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。 |                                                                               |                |
| <b>社外</b> |                                                                                                                                                          |                                                                               |                |
| <b>独立</b> |                                                                                                                                                          |                                                                               |                |
| 3         | 澤近 泰昭<br>(1949年6月29日生)                                                                                                                                   | 1972年4月 大同製鋼(株)(現大同特殊鋼(株))入社<br>2005年6月 大同特殊鋼(株)取締役<br>2009年6月 理研製鋼(株)代表取締役社長 | 0株             |
| <b>新任</b> | (候補者とした理由および期待される役割)<br>澤近泰昭氏は、経営者として培われた豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社の経営を適切に監督・監査していただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。                                         |                                                                               |                |
| <b>社外</b> |                                                                                                                                                          |                                                                               |                |
| <b>独立</b> |                                                                                                                                                          |                                                                               |                |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                                             | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                           | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                | 所有する<br>当社株式の数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 4                                                                                                                                                                                                                                                                 | 後藤 恵実<br>(1978年6月4日生)                                                                                                                                                                                  | 2002年9月 マエサワ税理士法人入所<br>2006年2月 税理士登録<br>2012年1月 鳥山会計事務所入所<br>2014年5月 税理士法人深代会計事務所入所現在に至る | 0株             |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div><br><div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div><br><div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立</div> | <p>(候補者とした理由および期待される役割)</p> <p>後藤恵実氏は、税理士として培われた専門知識と経験を活かし、当社の経営を適切に監督・監査していただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に会社の経営に関与していませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたします。</p> |                                                                                          |                |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 山崎昌一、澤近泰昭、後藤恵実の各氏は、社外取締役の候補者であります。なお、当社は、山崎昌一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の選任が承認された場合、引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。また、澤近泰昭、後藤恵実の両氏の選任が承認された場合、両氏を独立役員として届け出る予定であります。
3. 山崎昌一氏は現在当社社外監査役ですが、同氏の同在任期間は本総会終結の時をもって8年であります。
4. 当社は、会社法第427条第1項により、山崎昌一氏との間で、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としており、同氏の選任が承認された場合、同氏との間で同様の契約を継続する予定であります。また、澤近泰昭、後藤恵実の両氏の選任が承認された場合、両氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該契約の内容の概要は、事業報告3.(5)に記載のとおりであり、各候補者が監査等委員である取締役を選任された場合、当該契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【ご参考：本総会後の取締役会のスキル・マトリックス】

第3号議案および第4号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会のスキル・マトリックスは、以下のとおりであります。

| 地位・氏名            |      |          | 専門性、経験 |                |    |      |       |      |              |
|------------------|------|----------|--------|----------------|----|------|-------|------|--------------|
|                  |      |          | 企業経営   | 営業・<br>マーケティング | 製造 | 技術開発 | グローバル | 財務会計 | 法務・<br>リスク管理 |
| 取締役<br>会長執行役員    | 本間博夫 |          | ○      | ○              | ○  |      | ○     | ○    | ○            |
| 代表取締役<br>社長執行役員  | 黒澤勉  |          | ○      | ○              | ○  |      | ○     |      | ○            |
| 取締役<br>副社長執行役員   | 林秀憲  |          | ○      | ○              |    | ○    | ○     |      |              |
| 取締役<br>常務執行役員    | 原英明  |          | ○      | ○              | ○  |      | ○     |      |              |
| 取締役<br>常務執行役員    | 古澤哲  |          | ○      | ○              |    |      | ○     |      | ○            |
| 取締役<br>常務執行役員    | 澤崎裕一 |          | ○      |                |    |      | ○     | ○    | ○            |
| 取締役<br>常務執行役員    | 牛丸裕之 |          | ○      |                | ○  | ○    |       |      | ○            |
| 取締役              | 岡部洋  | 独立<br>社外 | ○      | ○              | ○  | ○    | ○     |      | ○            |
| 取締役<br>(常勤監査等委員) | 小林昌行 |          | ○      |                |    |      |       | ○    | ○            |
| 取締役<br>(監査等委員)   | 山崎昌一 | 独立<br>社外 | ○      |                |    |      | ○     | ○    | ○            |
| 取締役<br>(監査等委員)   | 澤近泰昭 | 独立<br>社外 | ○      | ○              | ○  |      |       | ○    | ○            |
| 取締役<br>(監査等委員)   | 後藤恵実 | 独立<br>社外 |        |                |    |      |       | ○    | ○            |

## 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2007年2月21日開催の第124期定時株主総会において年額1,000百万円以内としてご承認いただいております。

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬枠を廃止し、移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬等の額を年額1,000百万円以内（うち社外取締役分年額100百万円以内）といたしたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数および今後の動向等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であると判断しております。

当社は、監査等委員会設置会社に移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の個人別の報酬等について、移行前と同様、業績の向上および中長期的な企業価値の増大に向けて職責を担っていくことの対価として、優秀な人材の確保、維持ができるよう相応の水準とすることを基本方針とする予定であります。本議案の内容は、当該方針に沿った金銭報酬に関する報酬枠として必要かつ合理的な内容となっております。

なお、当該報酬等の額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものいたします。

現在の取締役は16名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）は8名（うち社外取締役1名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

## 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、移行後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額200百万円以内といたしたいと存じます。

本議案は、監査等委員である取締役の職責、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数および今後の動向等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は4名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。



## 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する株式報酬等の額および内容決定の件

### 1. 提案の理由および当該報酬制度を相当とする理由

当社は、2020年2月19日開催の第137期定時株主総会において、当社取締役（社外取締役を除きます。）を対象とした株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入についてご承認いただき、現在まで運用しております。

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されまると、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、現在の本制度に係る報酬枠を廃止し、移行後の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。）の報酬枠として、本制度に係る報酬枠を改めて設定することといたしたいと存じます。なお、その詳細に関しましては、下記2.の枠内で当社取締役会にご一任いただきたく存じます。

この報酬枠は、現在の本制度に係る報酬枠と同様、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」にてご承認をお願いしている報酬枠とは別枠で設定するものであります。

本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴う手続上のものであり、実質的な報酬の内容は、2020年2月19日開催の第137期定時株主総会においてご承認いただいた内容と同一であります。よって、本議案の内容は相当であると判断しております。

当社は、監査等委員会設置会社に移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の個人別の報酬等について、移行前と同様、業績の向上および中長期的な企業価値の増大に向けて職責を担っていくことの対価として、優秀な人材の確保、維持ができるよう相応の水準とすることを基本方針とする予定であります。本議案の内容は、当該方針に沿った株式報酬に関する報酬枠として必要かつ合理的な内容となっております。

現時点において本制度の対象となる取締役の員数は14名ですが、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認可決されまると、本制度の対象となる取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除いた取締役です。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。）の員数は7名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

（注）当社は2023年2月22日から執行役員制度を導入いたしますが、当社と委任契約を締結する執行役員に対しても同様の株式報酬制度を導入する予定です。

## 2. 本制度における報酬等の額・内容等

### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（設定済みです。以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役が付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役（監査等委員である取締役を含みます。）および執行役員のいずれの地位でもなくなった時です。

|   |                                                     |                                                 |
|---|-----------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| ① | 本制度の対象者                                             | 当社取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）                  |
| ② | 対象期間                                                | 2023年11月末日に終了する事業年度から2025年11月末日に終了する事業年度まで      |
| ③ | ②の対象期間において、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限 | 合計金750百万円                                       |
| ④ | 当社株式の取得方法                                           | 自己株式の処分による方法または取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法         |
| ⑤ | ①の対象者に付与されるポイント総数の上限                                | 1事業年度あたり60,000ポイント                              |
| ⑥ | ポイント付与基準                                            | 役員等に応じたポイントを付与                                  |
| ⑦ | ①の対象者に対する当社株式の交付時期                                  | 原則として取締役（監査等委員である取締役を含む。）および執行役員のいずれの地位でもなくなった時 |

### (2) 当社が拠出する金銭の上限

当社は、設定済みの本信託の信託期間を延長するとともに、上記(1)②の対象期間中に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金750百万円を上限とする金銭を同対象期間中に在任する取締役に対する報酬として追加拠出（追加信託）することといたします。

本信託は、当社が信託した金銭等を原資（上記のとおり当社が追加信託する金銭のほか、追加信託前から本信託内に残存している金銭を含みます。）として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法または取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得します。

(注) 当社が実際に本信託に追加信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。また、当社と委任契約を締

結する執行役員に対しても同様の株式報酬制度を導入することから、同制度に基づき執行役員に交付するために必要な当社株式の取得資金も併せて信託いたします。

なお、上記(1)②の対象期間満了後も、当社取締役会の決定により、対象期間を3事業年度以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間を再度延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下、同じとします。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の事業年度数に金250百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、下記(3)のポイント付与および当社株式の交付を継続します。

また、上記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

### (3) 取締役に交付される当社株式の算定方法および上限

#### ① 取締役に對するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に對し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に對して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり60,000ポイントを上限とします。

#### ② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイント（なお、監査等委員会設置会社移行前の本制度に基づき付与されたポイントがあれば、当該ポイントを含みます。）の数に応じて、下記③の手続に従い、当社株式の交付を受けます。ただし、取締役が自己都合により退任する場合等には、それまでに付与されたポイントの全部または一部は消滅し、消滅したポイント見合いの当社株式については交付を受けないものとします。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、1ポイントあたりの当社株式数はかかる分割比率・併合比率等に応じて調整されるものとします。

③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役は、原則として取締役（監査等委員である取締役を含みます。）および執行役員のいずれの地位でもなくなった時に、本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、本信託から当社株式の交付を受けます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社および当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

## 第8号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、2008年2月20日開催の当社第125期定時株主総会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号本文に規定されるものをいい、その内容は下記1.の提案の理由に記載しております。以下「基本方針」といいます。）を定めるとともに、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するためのとり組み（会社法施行規則第118条第3号(2)）として、大規模買付行為（「大規模買付行為」の定義につきましては、下記2. (1)をご参照ください。）に関する対応策（買収防衛策）の導入についてご承認いただきました。その後、2011年2月23日開催の当社第128期定時株主総会、2014年2月19日開催の当社第131期定時株主総会、2017年2月22日開催の当社第134期定時株主総会および2020年2月19日開催の当社第137期定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき継続しておりますが（以下、当社第137期定時株主総会において継続をご承認いただいた対応策を「現施策」といいます。）、その有効期間は、本総会終結の時までとなっております。

当社は、その後も、社会・経済情勢の変化、買収防衛策に関する議論の進展等も踏まえ、当社ならびに当社の子会社および関連会社（以下、当社とあわせて「当社グループ」といいます。）の企業価値ひいては株主価値を維持・向上するための方策としての現施策の継続の是非や内容について検討を行ってまいりました。

当社は、かかる検討の結果、2023年1月12日開催の当社取締役会において、本総会の決議による承認を条件として現施策を一部変更のうえ継続する内容の当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下、変更後の対応策を「本施策」といいます。）を下記2.のとおり決議いたしました。

現施策からの変更点は次のとおりです。

- ① 当社取締役会が適切であると判断した場合には、対抗措置の発動等に関して、株主意思確認総会（下記2. (2)②(c)(ii)に定義します。）を招集して株主の皆様の意思を確認することができる旨明記しました。
- ② 当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査役に関する規定を削除しました。
- ③ その他文言等の形式的な見直しを行いました。

つきましては、本施策を継続することにつき、当社定款第19条の定めに基づき株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

## 1. 提案の理由

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務および事業の内容や当社グループの企業価値の根源を十分に理解し、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を持続的に確保し、向上していくことを可能とする者であることが必要であると考えております。

大規模買付者（「大規模買付者」の定義につきましては、下記2. (1)をご参照ください。）の行う大規模買付行為であっても、これに応じるか否かは、最終的に株主の皆様の判断に委ねられるべきものであります。しかしながら、大規模買付行為は、それが成就すれば、当社グループの経営に直ちに大きな影響を与えうるだけの支配権を取得するものであり、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しております。

そして、実際に大規模買付行為が行われる場合、大規模買付者に関する十分な情報の提供なくしては、株主の皆様が当該大規模買付行為により当社グループの企業価値に及ぼす影響を適切に判断することは困難であります。このため、当社は、大規模買付者をして株主の皆様の判断に必要なかつ十分な情報を提供せしめること、さらに、大規模買付者の提案する経営方針等が当社グループの企業価値に与える影響を当社取締役会が検討・評価して株主の皆様の判断の参考に供すること、場合によっては当社取締役会が大規模買付行為または当社グループの経営方針等に関して大規模買付者と交渉または協議を行い、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替的提案を株主の皆様に表示することも、当社の取締役としての責務であると考えております。

さらに、近時の日本の資本市場と法制度の下においては、当社グループの企業価値または株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような大規模買付行為がなされる可能性も、決して否定できない状況にあります。このような当社グループの企業価値または株主共同の利益に資さない大規模買付者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、当社は、このような者による大規模買付行為に対しては、大規模買付者による情報提供、当社取締役会による検討・評価といったプロセスを確保するとともに、当社グループの企業価値または株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付行為に対する対抗措置を準備しておくことも、また当社の取締役としての責務であると考えております。

上記の見解を具体化する施策として、大規模買付者が従うべき一定の情報提供等に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）、ならびに大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合または大規模買付行為によって当社グループの企業価値が毀損される場合に当社がとりうる対抗措置（以下「大規模買付対抗措置」といいます。）について、その要件および内容を予め設定するに至ったものであります。

なお、2022年11月30日現在における当社株式の状況は別紙1に記載のとおりです。

## 2. 本施策の内容

### (1) 本施策継続の目的および本施策の対象となる当社株券等の買付け

本施策は、特定株主グループの議決権保有割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注1）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権保有割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（取引所金融商品市場における買付け、公開買付け、その他具体的な買付方法の如何を問いませんが、当社取締役会が予め同意したものを除きます。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）が、当社グループの企業価値に重大な影響を及ぼす場合において、基本方針に沿って当社グループの企業価値を確保し、向上させるため、大規模買付行為に適切な対応を行うことを目的としております。

ここに、「特定株主グループ」とは、①当社株券等の保有者（注2）およびその共同保有者（注3）、または②当社株券等の買付け等（注4）を行う者およびその特別関係者（注5）をいい、「議決権保有割合」とは、特定株主グループが上記①の場合においては当該保有者の株券等保有割合（注6）をいい、特定株主グループが上記②の場合においては当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等所有割合（注7）の合計をいいます。

（注1）金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下、同じとします。

（注2）金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。

（注3）金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。

（注4）金融商品取引法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。以下、同じとします。

（注5）金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下、同じとします。

（注6）金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。なお、株券等保有割合の算出にあたっては、発行済株式総数（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する発行済株式の総数をいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

（注7）金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。なお、株券等所有割合の算出にあたっては、総議決権の数（金融商品取引法第27条の2第8項に規定する総議決権の数をいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

## (2) 本施策の概要

本施策は、大規模買付者が従うべき大規模買付ルール（下記①）および大規模買付行為に対して当社がとりうる大規模買付対抗措置（下記②）から構成されております。

本施策においては、まず、大規模買付ルールとして、大規模買付者に対し、株主の皆様および当社取締役会による判断のための情報提供（下記①(a)）ならびに当社取締役会による検討・評価のための期間の付与（下記①(b)）を要請しております。

次に、当社取締役会が、大規模買付対抗措置として、会社法その他の法令および当社定款によって認められる相当な対抗措置の発動を決議しうることを前提として（下記②(a)）、その発動の要件を、大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合または大規模買付行為によって当社グループの企業価値または株主共同の利益が著しく毀損される場合に限定することといたしました（下記②(b)）。

本施策に基づき大規模買付対抗措置を発動するか否かは、最終的には当社取締役会により決定されますが、その判断の客観性および合理性を担保するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社の社外取締役または社外有識者から構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）を設置し、その意見を最大限尊重することといたしました（下記①(c)および②(c)）。

なお、本施策に従って大規模買付対抗措置を機動的に実施するため、新株予約権の発行登録を行う場合があります。

### ① 大規模買付ルール

#### (a) 取締役会に対する情報提供

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報を書面で提供していただきます。これは、当該大規模買付行為に関し、株主の皆様が適切な判断を行い、かつ、当社取締役会が適切な検討・評価を行うことを目的としております。

具体的には、大規模買付者には、大規模買付行為を行おうとする場合には、当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称または商号、主たる事務所または本店の所在地、代表者の氏名、国内連絡先、設立準拠法（外国法人の場合）および提案する大規模買付行為の概要（大規模買付者が大規模買付行為により取得を予定する当社株券等の種類および数、ならびに大規模買付行為の目的の概要（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付行為後の当社の株券等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等（注8）を行うことその他の目的がある場合にはその旨および概要。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）を含みます。）を明示し、大



規模買付ルールを順守する旨を誓約した日本語で記載された大規模買付意向表明書（以下「意向表明書」といいます。）を提出していただきます。

これに対し、当社取締役会は、かかる意向表明書の受領後10営業日（注9）以内に、大規模買付者に対し、大規模買付者において意向表明書に補充して提供していただきたい情報のリストを、意向表明書記載の国内連絡先宛に送付します。補充して提供していただくことを予定している情報の一般的項目は、次の(i)から(vii)までのとおりです。なお、大規模買付者が、次に掲げる情報の一部について提供することができない場合には、当社は、大規模買付者に対して、当該情報を提供することができない理由を具体的に示していただくよう求めます。

(注8) 金融商品取引法第27条の26第1項に規定する重要提案行為等をいいます。以下、同じとします。

(注9) 「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下、同じとします。

- (i) 大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含みます。）の概要（沿革、役員構成、主要業務、主要株主、グループ組織図、直近3ヶ年の有価証券報告書またはこれに相当する書面、連結財務諸表を含みます。）
- (ii) 大規模買付行為の目的（意向表明書において開示していただいた目的の具体的内容）および具体的内容（大規模買付行為の適法性に関する意見を含みます。）
- (iii) 大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含みます。）の株券等保有割合、保有株券等の数および直近6ヶ月間の当社株券等の買付状況
- (iv) 大規模買付行為における当社株券等の買付価格の算定根拠、取得資金の裏付け、ならびに資金調達の内容および条件
- (v) 大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含みます。）が当社グループの経営権を取得した場合における、経営方針、経営計画、事業計画、財務政策、資本政策、配当政策、経営権取得後3年間の経営・財務諸表の目標数値および算出根拠、ならびに役員候補者およびその略歴
- (vi) 大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含みます。）と当社グループの主要取引先との間の従前の取引関係および競合関係
- (vii) 大規模買付行為実行後における、大規模買付者のグループ内における当社グループの役割
- (viii) 当社グループの従業員、主要取引先、顧客、地域社会その他の当社グループの利害

- 関係者との関係について、大規模買付行為実行後に予定する変更の内容
- (ix) 現金以外の対価をもって大規模買付行為を行う場合における対価の価額に関する情報
  - (x) 大規模買付者が提供する情報を記載した書面の記載内容が重要な点において真実かつ正確であり、重要な事実につき誤解を生ぜしめる記載または記載の欠落を含まない旨の、責任者による宣誓
  - (xi) 純投資または政策投資を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の後の当社株券等の保有方針、売買方針その他の投下資本の回収方針および議決権の行使方針ならびにそれらの理由
  - (xii) 重要提案行為等を行うことを大規模買付行為の目的とする場合または大規模買付行為の後に重要提案行為等を行う可能性がある場合には、当該重要提案行為等の目的、内容、必要性および時期ならびにいかなるときに当該重要提案行為等を行うかに関する情報
  - (xiii) 大規模買付行為後、当社の株券等をさらに取得する予定がある場合には、その旨および理由
  - (xiv) 大規模買付行為後、当社の株券等が上場廃止となる見込みがある場合には、その旨および理由
  - (xv) 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡が存在する場合には、その目的および内容ならびに当該第三者の概要
  - (xvi) 当社の他の株主の皆様との間の利益相反を回避するための具体的方策

大規模買付者には、当社取締役会が送付した情報リストに従い、意向表明書を補充する情報を、書面にて提供していただきます。大規模買付者が提供した情報がなお不十分であると認められる場合は、当社取締役会が、大規模買付者に対し、十分な情報が揃うまで追加的に情報の提供を求めることがあります。ただし、当社取締役会が大規模買付者に対して請求することができるのは、当該大規模買付行為の是非に関し、株主の皆様が適切な判断を行い、当社取締役会が適切な検討・評価を行うために必要かつ十分な範囲に限定されるものとします。また、大規模買付者が提出した意向表明書およびこれを補充する情報（以下「大規模買付者提供情報」といいます。）は、株主の皆様の判断に必要かつ適切と認められる範囲において、必要かつ適切と認められる時点で、その全部または一部を開示いたします。

また、当社取締役会は、独立委員会に諮問のうえ、大規模買付者による大規模買付者

提供情報の提供が完了したと判断した場合には、その旨を大規模買付者に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに速やかに開示いたします。

(b) 取締役会における検討および評価

次に、大規模買付者には、上記(a)に基づく情報提供完了通知を当社が行った日の翌日から起算して、大規模買付行為の評価の難易等に応じて、60日間（大規模買付行為が、対価を現金のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付けの場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）（以下「取締役会評価期間」といいます。）が経過するまでは、大規模買付行為を行わないこととしていただきます。これは、株主共同の利益のため、当社取締役会に、大規模買付者提供情報の検討および評価、大規模買付者との交渉および協議、大規模買付行為に関する意見形成、株主の皆様に対する代替的提案の作成および提示等を行う機会を与えていただくためです。なお、下記(c)iii)に記載する場合には、独立委員会は、当社取締役会に対し取締役会評価期間をその末日の翌日から起算して最大30日間延長することを勧告できるものとし、当社取締役会は、原則として従うものとします。ただし、当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合には、決議された具体的延長期間および当該延長期間が必要とされる理由を速やかに開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間（延長された場合の延長期間を含みます。）中、外部専門家等の助言を受けながら、大規模買付者提供情報の検討および評価を行い、当該大規模買付行為または当該大規模買付者の提案に係る経営方針等に関して、下記(c)の独立委員会の勧告を最大限尊重し、大規模買付対抗措置の発動の是非について決議します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉および協議を行い、当社取締役会として、株主の皆様に対して当社グループの経営方針等についての代替的提案を提示することもあります。

(c) 独立委員会の設置・勧告等

当社は、本施策の継続にあたり、当社取締役会の判断の客観性および合理性を担保するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している者から構成される独立委員会を設置しております（独立委員会規則の概要につきましては、別紙2をご参照ください。）。

独立委員会の委員は3名以上5名以下とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社の社外取締役または社外有識者の中から選任します。なお、本施策の継続にあたって予定している独立委員会の委員の氏名

および略歴は、別紙3「独立委員会委員の略歴」に記載のとおりです。

当社取締役会が情報提供完了通知を行うにあたっては、独立委員会に対し、大規模買付者提供情報が十分か否かを諮問するものとします。また、当社取締役会が具体的な大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたっては、当社取締役会の判断の客観性および合理性を担保するため、独立委員会に対し、大規模買付者提供情報ならびに当社取締役会による評価および分析結果を提供のうえ、当社取締役会が決議しようとする具体的な大規模買付対抗措置について、その発動の是非を諮問するほか、当社取締役会としての代替的提案の内容が相当か否か、その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問すべきと判断した事項を諮問するものとします。独立委員会は、当社取締役会の諮問に基づき、当社取締役会による評価および分析結果ならびに外部専門家等の意見を参考にし、また、判断に必要と認める情報等を必要に応じて外部の第三者からみずから入手、検討して、以下の手続に従い、当社取締役会に対する勧告を行うものとします。

(i) 大規模買付対抗措置の発動を勧告する場合

独立委員会は、大規模買付者による大規模買付行為が下記②(b)に定める発動要件のいずれかに該当し、大規模買付対抗措置を発動することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、原則として大規模買付対抗措置の発動を勧告します。

ただし、独立委員会は、いったん大規模買付対抗措置の発動を勧告した後も、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した場合、または当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた等の事情により、大規模買付対抗措置の発動が適切でないと独立委員会が判断した場合には、大規模買付対抗措置の停止または変更の勧告を行うことがあります。

(ii) 大規模買付対抗措置の不発動を勧告する場合

独立委員会は、大規模買付者の大規模買付行為の内容の検討の結果、大規模買付者による大規模買付行為が下記②(b)に定める発動要件のいずれにも該当しないか、または該当しても大規模買付対抗措置を発動することが相当でないと判断した場合には、当社取締役会に対して、大規模買付対抗措置の不発動を勧告します。

ただし、独立委員会は、いったん大規模買付対抗措置の不発動を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、大規模買付者による大規模買付行為が下記②(b)に定める発動要件のいずれかに該当し、大規模買付対抗措置を発動することが相当であると判断するに至った場合には、大規模買付対抗措置を発動することの新たな勧告を含む判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるも

のとします。

(iii) 取締役会評価期間の延長を行う場合

独立委員会は、独立委員会が取締役会評価期間内に上記(i)または(ii)に記載する勧告を行うことができない等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に大規模買付対抗措置の発動または不発動の決議を行えないと判断した場合には、当社取締役会に対し、30日間を上限として、当該大規模買付行為の評価または検討、大規模買付者との交渉または協議等に必要と判断される合理的な範囲で取締役会評価期間を延長すること、当該延長期間内に独立委員会が行う大規模買付対抗措置に係る勧告を受けたうえで大規模買付対抗措置の発動または不発動の決議を行うこと等を勧告することができるものとします。

② 大規模買付対抗措置

(a) 大規模買付対抗措置の内容

大規模買付者が大規模買付ルールに定める手続に従うことなく大規模買付行為を行った場合等、下記(b)に述べる一定の大規模買付対抗措置の発動要件をみたま場合は、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、新株予約権の発行等、会社法その他の法令および当社定款によって認められる相当な大規模買付対抗措置を決議することができるものとします。

具体的な大規模買付対抗措置として株主の皆様に対する無償割当ての方法によって新株予約権を発行する場合の概要は、別紙4「新株予約権の概要」に定めるとおりとします。この新株予約権には、一定割合以上の議決権保有割合の特定株主グループに属さないこと等の行使条件および当社が特定株主グループ以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項を付す場合があります。

(b) 大規模買付対抗措置の発動の要件

当社取締役会が、具体的な大規模買付対抗措置の発動を決議することができるのは、次の(i)または(ii)に定める要件を具備する場合に限るものとします。

(i) 大規模買付者が意向表明書を当社取締役会に提出することなく大規模買付行為を行った場合、大規模買付者が当社取締役会の求める情報を提供することなく大規模買付行為を行った場合、大規模買付者が取締役会評価期間（延長された場合の延長期間を含みます。）が経過する前に大規模買付行為を行った場合、その他大規模買付者が大規模買付ルールを順守しなかった場合には、当社取締役会は、大規模買付対抗措置の

発動を決議することができるものとします。

- (ii) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合には、当社取締役会は、大規模買付者提供情報の内容を検討・評価した結果、当該大規模買付行為に反対の意見を有するに至ったときでも、当該大規模買付行為につき反対意見を表明し、または当社グループの経営方針等について当社取締役会としての代替的提案を提示することはあっても、原則として大規模買付対抗措置の発動を決議しないものとします。

ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合であっても、大規模買付行為が当社グループの企業価値または株主共同の利益を著しく毀損すると判断されたときは、当社取締役会は、原則として相当な大規模買付対抗措置の発動を決議するものとします。具体的には、次の(ア)から(キ)までのいずれかの類型に該当する場合には、当社グループの企業価値または株主共同の利益を著しく毀損する大規模買付行為に該当するものと考えます。

- (ア) 当該大規模買付行為または経営権取得の目的が、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価を上げ高値で当社株券等を会社関係者に引き取らせることにある場合（いわゆるグリーンメイラーの場合）
- (イ) 当該大規模買付行為または経営権取得の目的が、主として、当社グループの事業経営上必要な不動産、動産、知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先、顧客等その他の当社グループの資産を当該大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含みます。）に移譲させること（いわゆる焦土化経営）にある場合
- (ウ) 当該大規模買付行為または経営権取得の目的が、主として、当社グループの資産の全部または重要な一部を当該大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含みます。）の債務の担保や弁済原資として流用することにある場合
- (エ) 当該大規模買付行為または経営権取得の目的が、主として、会社経営を一時的に支配して、当社グループの所有する不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、または一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高値売り抜けをすることにある場合
- (オ) 最初の買付けで当社株券等の全ての買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付けを行うなど、株主の皆様当社株券等の売却を事実上強要するおそれのある買付行為（いわゆる強圧的二段階買収）である場合

- (カ) 大規模買付者による支配権取得および支配権取得後における当社の顧客、従業員その他の利害関係者の処遇方針等により、株主の皆様はもとより、顧客、取引先、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社グループの企業価値を著しく毀損するおそれがあるまたは当社グループの企業価値の維持および向上を妨げる重大なおそれがあると客観的、合理的な根拠をもって判断される場合
- (キ) 買付条件（対価の価額・種類、買付時期、買付方法の適法性、買付実行の実現可能性、買付後における当社従業員、取引先、顧客その他の利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社グループの企業価値の本質に鑑み著しく不十分または不適当な買付けである場合

(c) 大規模買付対抗措置の発動の手続

当社取締役会は、上記(b)の具体的な大規模買付対抗措置の発動の是非を決議するにあたっては、当社取締役会の判断の客観性および合理性を担保するため、外部専門家等の助言も受けつつ、独立委員会の意見、勧告を最大限尊重し、その勧告を踏まえて、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上という観点から、以下の手順により大規模買付対抗措置の発動または不発動の決議を行うものとします。なお、当社取締役会は、かかる決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

(i) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを順守していない場合、大規模買付対抗措置を発動すべき旨の独立委員会による勧告を最大限尊重のうえ、原則として大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを順守していないことが客観的に明白であり、独立委員会による勧告が行われた後に大規模買付対抗措置を発動することとすると当社グループまたは株主の皆様著しい不利益が生じる場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告がなくても、大規模買付対抗措置を決議することができるものとします。

(ii) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合、原則として大規模買付対抗措置の発動を決議しないものとしますが、独立委員会により、大規模買付行為が上記②(b)(ii)に記載の各発動要件に該当し、大規模買付対抗措置を発動することが相当であるとして大規模買付対抗措置を発動すべき旨の勧告がなされたときは、その勧告を最大限尊重のうえ、原則として大規模買付対抗措置の発動を決議するもの

とします。ただし、当該勧告がなされた場合でも、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上という観点から大規模買付対抗措置を発動することが相当でないと当社取締役会が判断したときは、大規模買付対抗措置を発動しないこともあります。

なお、当社取締役会は、株主の皆様の意思を確認することが適切であると判断した場合には、株主意思確認のための株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、大規模買付対抗措置の発動その他当該大規模買付行為に関する株主の皆様意思を確認することができるものとします。株主意思確認総会の招集手続および議決権行使方法は、法令および当社定款に基づく定時株主総会または臨時株主総会の招集手続および議決権行使方法に準ずるものとします。

当社取締役会は、いったん大規模買付対抗措置の発動の決議をした後または発動後においても、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した場合、または当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた等の事情により、大規模買付対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、大規模買付対抗措置の停止または変更を行うことがあります。例えば、大規模買付対抗措置として新株予約権の無償割当てを実施する場合において、権利の割当てを受けるべき株主の皆様が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行う等、大規模買付対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断したときには、(ア)当該新株予約権の無償割当ての効力発生日までの間は、新株予約権の無償割当てを中止し、(イ)新株予約権の無償割当ての効力発生後行使期間開始日の前日までの間は、当社が新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。このような大規模買付対抗措置の停止または変更を行う場合には、当社取締役会は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかに情報を開示いたします。

なお、当社取締役会は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉または協議を行い、当社取締役会として、株主の皆様に対し、当社グループの経営方針等についての代替的提案を提示することもあります。

### ③ 本施策の有効期間ならびに廃止および変更

本施策は、本総会において、出席株主の皆様議決権の過半数の賛成を得られた場合に限り継続するものであり、有効期間は2026年2月に開催予定の当社第143期定時株主総会終結の時までとします。



また、本施策の有効期間満了前であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上の観点から、関係法令の整備等の状況を踏まえ、(a)本施策を当社株主総会からの委任の趣旨に反しない範囲内で当社取締役会において随時修正・見直し(本施策に関する法令・金融商品取引所の定める規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合その他株主の皆様には不利益を与えない場合を含みます。)をしたうえで、当社取締役会において本施策を廃止もしくは変更する旨の決議が行われた場合、または(b)当社株主総会において本施策を廃止もしくは変更する旨の決議が行われた場合には、本施策は廃止または変更されるものとします。

なお、当社は、本施策を廃止または変更した場合、速やかにその旨を開示いたします。

#### ④ 法令の改正等による修正

本施策で引用する法令の規定は、2023年1月12日現在施行されている規定を前提としており、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項、用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設または改廃の趣旨を考慮のうえ、上記各項に定める条項、用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

### (3) 本施策が株主および投資家の皆様に及ぼす影響について

#### ① 大規模買付ルールが株主および投資家の皆様に及ぼす影響

大規模買付ルールは、大規模買付者が大規模買付行為を行うにあたって従うべきルールを定めたものにとどまり、その導入・継続時において新株予約権その他の株券等を発行するものではありませんので、株主および投資家の皆様の権利・利益に影響を及ぼすものではありません。

大規模買付ルールは、株主の皆様をして、必要かつ十分な情報をもって大規模買付行為について適切な判断をすることを可能ならしめるものであり、当社の株主共同の利益に資するものと考えます。

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを順守するか否かにより、大規模買付行為に対する当社の対応が異なる可能性がありますので、株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

② 大規模買付対抗措置の発動が株主および投資家の皆様に及ぼす影響

大規模買付対抗措置を発動した場合でも、当該大規模買付行為に係る特定株主グループの株主には、その法的権利または経済的利益に損失を生ぜしめる可能性があります。それ以外の株主の皆様の法的権利または経済的利益には格別の損失を生ぜしめることは想定しておりません。当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議した場合は、法令および金融商品取引所の定める規則に従って、適時に適切な開示を行います。

大規模買付対抗措置として株主の皆様に対する無償割当ての方法によって新株予約権の発行がなされる場合は、当社取締役会で定めて公告する基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その持株数に応じて新株予約権が割当てられます。また、新株予約権の行使に際しては、株主の皆様には、新株を取得するために、所定の期間内に一定の金額の払込みを行っていただく必要があります。かかる手続を行わない場合は、当該株主の皆様の議決権保有割合が希釈化することになります。ただし、当社が新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することができる旨の取得条項が定められた場合において、当社が取得の手続をとったときは、取得の対象となる新株予約権を保有する株主の皆様は、金銭を払い込むことなく当社株式を受領することになります（この場合、かかる株主の皆様には、別途、特定株主グループに属する者でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。）。

なお、上記(2)②(c)(ii)で述べているとおり、当社は、例えば、大規模買付対抗措置として新株予約権の無償割当てを実施する場合において、権利の割当てを受けるべき株主の皆様が確定した後において、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行う等、大規模買付対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断したときには、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、(a)当該新株予約権の無償割当ての効力発生日までの間は、新株予約権の無償割当てを中止し、(b)新株予約権の無償割当ての効力発生後行使期間開始日の前日までの間は、当社が新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、新株予約権の無償割当ての対象となる株主の皆様が確定した後1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売却等を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

### 3. 上記の各とり組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

#### (1) 本施策が基本方針に沿うものであること

本施策は、大規模買付者をして株主の皆様への判断に必要なかつ十分な情報を提供せしめること、さらに、大規模買付者の提案する経営方針等が当社グループの企業価値に与える影響を当社取締役会が検討・評価して株主の皆様への判断の参考に供すること、場合によっては、当社取締役会が大規模買付行為または当社グループの経営方針等に関して大規模買付者と交渉または協議を行い、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替的提案を株主の皆様へ提示すること等を可能とすることにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるための枠組みであり、上記1.に記載の当社の基本方針に沿うものです。

#### (2) 本施策が株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由から、本施策は株主の皆様への共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

##### ① 企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上の目的

上記1.で述べたとおり、本施策は、株主の皆様をして大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断を可能ならしめ、かつ、当社グループの企業価値または株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付者が従うべき大規模買付ルール、ならびに当社が発動しうる大規模買付対抗措置の要件および内容を予め設定するものであり、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上を目的とするものです。

また、上記2.(2)①で述べた大規模買付ルールの内容ならびに2.(2)②で述べた大規模買付対抗措置の内容および発動要件は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上という目的に照らして合理的であり、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上に資するような大規模買付行為までもも不当に制限するものではないと考えます。

##### ② 事前開示

本施策における大規模買付ルールの内容ならびに大規模買付対抗措置の内容および発動要件は、いずれも上記2.(2)において具体的かつ明確に示したところであり、株主および投資家の皆様ならびに大規模買付者にとって十分な予見可能性を与えるものであると考えます。

### ③ 株主意思の反映

上記2. (2)③「本施策の有効期間ならびに廃止および変更」で述べたとおり、本施策は、本総会に議案として提出し、出席株主の皆様の議決権の過半数の賛成を得られる場合に限り継続するものであります。また、有効期間満了前であっても、当社株主総会の決議によって、廃止または変更することができます。

したがって、本施策の継続、廃止または変更の是非の判断には、当社株主総会決議を通じて株主の皆様の意思が反映されるものと考えます。

### ④ 取締役会の判断の客観性・合理性の確保

本施策においては、上記2. (2)②(b)のとおり、大規模買付対抗措置の発動の要件として客観的かつ明確な基準を定めており、発動の要件に該当するか否かの判断に当社取締役会の恣意的判断の介入する余地を可及的に排除しております。

また、本施策においては、上記2. (2)②(c)のとおり、大規模買付対抗措置の発動の手続として、当社取締役会から独立した独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当社取締役会の恣意的な判断を排除しております。

したがって、本施策においては、当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたり、その判断の客観性・合理性を担保するための十分な仕組みが確保されているものと考えます。

### ⑤ 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本施策は、経済産業省および法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則 ((a)企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、(b)事前開示・株主意思の原則、(c)必要性・相当性確保の原則) を完全に充足しております。また、本施策は、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5. いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

⑥ デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

上記2.(2)③の「本施策の有効期間ならびに廃止および変更」に記載しましたとおり、本施策は、当社取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し、当社株主総会において選任された当社取締役で構成された当社取締役会により廃止することができますので、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本施策は、いわゆるスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以 上

## 当社株式の状況（2022年11月30日現在）

- ・発行可能株式総数 60,000,000株
- ・発行済株式総数 24,919,343株  
（うち自己株式数 1,217,264株）
- ・株主数 18,297名
- ・大株主の状況

| 順位 | 株主名                     | 持株数(千株) | 持株比率(%) |
|----|-------------------------|---------|---------|
| 1  | 那智わねい持株会                | 2,486   | 10.49   |
| 2  | 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 1,877   | 7.92    |
| 3  | ナチ不二越従業員持株会             | 1,472   | 6.21    |
| 4  | 株式会社三菱UFJ銀行             | 925     | 3.90    |
| 5  | ナチ取引店持株会                | 902     | 3.81    |
| 6  | 株式会社北陸銀行                | 865     | 3.65    |
| 7  | 株式会社日本カストディ銀行（信託口）      | 845     | 3.57    |
| 8  | 日本生命保険相互会社              | 793     | 3.35    |
| 9  | 住友生命保険相互会社              | 754     | 3.18    |
| 10 | 三井住友信託銀行株式会社            | 505     | 2.13    |

（注1）持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。

（注2）自己株式（1,217千株）は上記大株主から除外しております。

（注3）持株比率は自己株式を控除して計算しております。

（注4）自己株式には取締役向け株式交付信託が所有する当社株式162千株およびE S O P信託が所有する当社株式15千株を含んでおりません。

以 上

## 独立委員会規則の概要

1. 独立委員会（本別紙において以下「委員会」という。）は、当社取締役会の決議により設置される。
2. 委員会の委員は、3名以上5名以下とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社の社外取締役または社外有識者の中から、当社取締役会が選任する。
3. 委員の任期は、選任の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 委員会は、大規模買付者が提供する情報が十分なものであるか、大規模買付者が大規模買付ルールを順守しているか、大規模買付対抗措置の発動要件を具備しているか、具体的な大規模買付対抗措置の内容が相当であるか、その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が委員会に諮問した事項および委員会が当社取締役会に勧告すべきと考える事項等について検討・評価のうえ、委員会として決定を行い、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。  
委員会は、当社取締役会に対する勧告の前提として、大規模買付者に対する追加的な情報提供の要求、大規模買付行為の提案があった事実の公表、大規模買付行為に関する条件についての大規模買付者との交渉等を、当社取締役会に要請することができる。
5. 委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、従業員その他委員会が必要と認める者に対して説明を求めることができる。
6. 委員会は、当社の費用で、業務執行を行う経営陣から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント、その他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。
7. 委員会の決議は、原則として、委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、委員のいずれかに事故があるときその他やむを得ない事由があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うことができる。

以上

独立委員会委員の略歴

本施策継続時の独立委員会の委員は、以下の3名とする予定です。

山崎 昌一（やまざき まさかず：1956年11月21日生）

【略 歴】

1979年 4 月 (株)北陸銀行入行  
2011年 6 月 同行執行役員  
2015年 2 月 当社社外監査役（現）

（注1）山崎昌一氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

（注2）当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、同氏は、本総会において選任されることを条件として、当社社外取締役（監査等委員）に就任する予定であります。この場合、当社は、引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。

澤近 泰昭（さわちか やすあき：1949年6月29日生）

【略 歴】

1972年 4 月 大同製鋼(株)（現大同特殊鋼(株)）入社  
2005年 6 月 大同特殊鋼(株)取締役  
2009年 6 月 理研製鋼(株)代表取締役社長

（注1）澤近泰昭氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

（注2）同氏は、本総会において選任されることを条件として、当社社外取締役（監査等委員）に就任する予定であります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

後藤 恵実（ごとう えみ：1978年6月4日生）

【略 歴】

2002年 9 月 マエサワ税理士法人入所  
2006年 2 月 税理士登録  
2012年 1 月 鳥山会計事務所入所  
2014年 5 月 税理士法人深代会計事務所入所（現）

（注1）後藤恵実氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

（注2）同氏は、本総会において選任されることを条件として、当社社外取締役（監査等委員）に就任する予定であります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

以 上



## 新株予約権の概要

## 1. 新株予約権付与の対象となる株主およびその割当条件

当社取締役会で定めて公告する基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の保有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割当てる。

## 2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

## 3. 割当てる新株予約権の総数

割当てる新株予約権の総数は、35,000,000個を上限として、当社取締役会が定める数とする。当社取締役会は、割当てる新株予約権の総数がこの上限を超えない範囲で、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

## 4. 新株予約権の払込金額

無償とする。

## 5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1円以上で当社取締役会が定める額とする。

## 6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社の承認を要するものとする。

## 7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

## 8. 新株予約権の行使条件

①特定大量保有者（注1）、②特定大量保有者の共同保有者、③特定大量買付者（注2）、④特定大量買付者の特別関係者、⑤これらの①から④までの者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、または⑥これら①から⑤までに該当する者の関連者（注3）（以下「非適格者」という。）は、新株予約権を行使することができないものとする。その他新株予約権の行使条件の詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

（注1）「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいう。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社グループの企業価値ひいては株主の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当ての決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととする。

（注2）「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいい、以下本脚注において同じ。）の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含む。なお、その算出にあたっては、総議決権の数（金融商品取引法第27条の2第8項に規定する総議決権の数をいう。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとする。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等の所有割合と合計して20%以上となる者、またはこれに該当することとなると当社取締役会が認める者をいう。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社グループの企業価値ひいては株主の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当ての決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととする。

（注3）ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項）をいう。

## 9. 取得条項

当社は、新株予約権の行使期間の開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての新株予約権を無償で取得することができるものとする。

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につきその対象となる株式数の当社株式を交付することができるものとする。

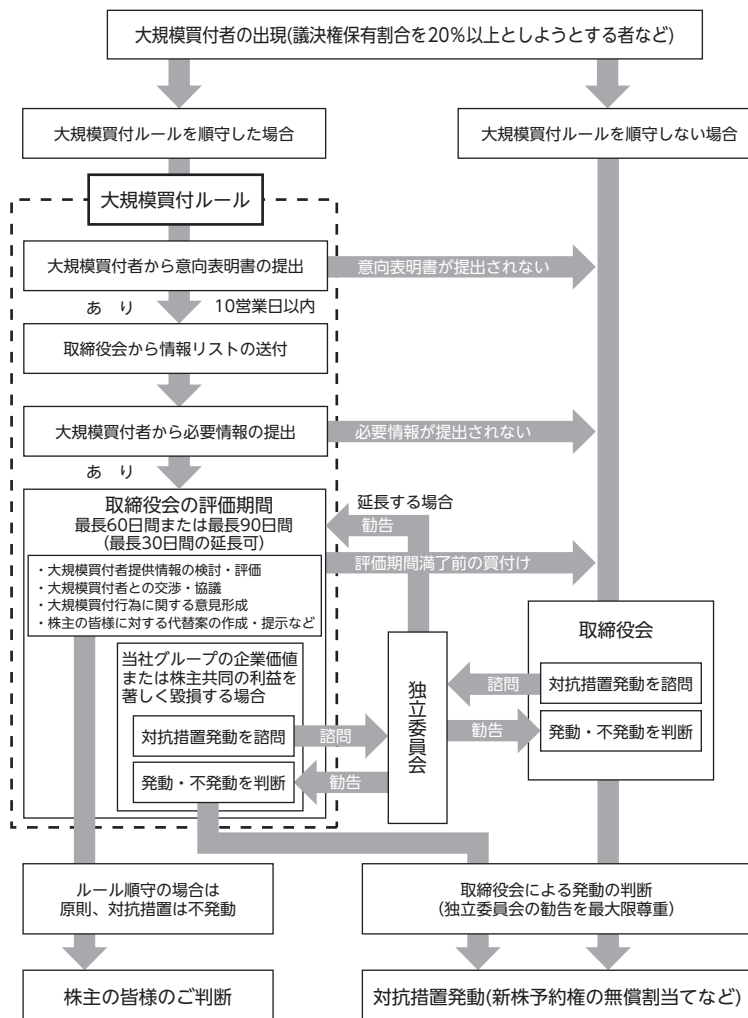
その他取得条項の詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

## 10. 新株予約権証券

新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しないものとする。

以 上

本施策に係る手続きの流れの概要



(注1) 本図は、本施策の理解に資することを目的として、本施策に係る手続きの流れの概要を記載したものです。本施策の詳細につきましては、本文をご参照ください。

(注2) 取締役会が適切であると判断した場合には、対抗措置の発動等に関して、株主意思確認総会を開催して株主の皆様の意思を確認する場合がございます。

## (添付書類)

### 事業報告 (2021年12月1日から 2022年11月30日まで)

#### 1. 企業集団の現況に関する事項

##### (1) 事業の経過およびその成果

当期における当社グループをとり巻く環境は、経済活動の正常化が進み、日本・欧米などの先進国経済の持ち直しが続くなか、総じて緩やかな回復が継続しました。一方で、半導体不足による自動車の減産影響や中国での新型コロナウイルス対策による都市封鎖に加え、ウクライナ情勢の長期化に伴う原材料・エネルギー価格の高騰や、米国の政策金利引き上げの影響による急激な為替変動など、先行き不透明な状況が継続しております。

このような状況のもと、当社グループは、中長期的な脱炭素・EV化をはじめとする産業構造の大変革を見据え、工具、工作機械、ロボット、ベアリング、油圧機器、そして特殊鋼事業をあわせ持つ総合機械メーカーとしての長を活かし、ユーザーのものづくりに寄与する新商品の開発や技術提案などにより、受注・売上の拡大にとり組んでおります。また、収益の改善に向けて、需要の変化に対応する世界の工場再編、合理化、内製拡大など、事業全般の構造改革を推進しております。

以上の結果、当期の連結売上高は、自動車分野で生産調整などがありましたが、産業機械・市販分野の需要が回復・拡大し、建設機械分野も堅調に推移したことにより、2,580億円と前期に比べ12.6%の増収となりました。このうち、国内売上高は1,216億円(前期比4.2%増)、海外売上高は1,364億円(同21.4%増)であります。利益面につきましては、売上・生産の増加による操業度の改善に加え、原材料価格上昇分の販売価格への環流や、生産ラインの自動化・合理化による生産性の向上、調達コストダウンにとり組み、また、為替が円安で推移した結果、営業利益は170億円(同15.7%増)、経常利益は171億円(同18.3%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は122億円(同22.5%増)となりました。

事業分野別の業況につきましては、次のとおりであります。

機械工具事業では、産業機械・市販分野で需要回復が進む工具と、電機・電子分野やEV関連でのロボット需要の拡大により、売上高は826億円(前期比15.5%増)となりました。

部品事業では、自動車分野において生産調整の影響がありましたが、建設機械・産業機械・市販分野で需要が回復・拡大し、売上高は1,590億円(同9.9%増)となりました。

その他の事業では、特殊鋼需要の回復と販売価格の引き上げなどにより、売上高は164億円（同27.5%増）となりました。

#### 事業分野別売上高

| 区 分 |               | 第 139 期<br>(2021年11月期) |       | 第 140 期<br>(2022年11月期) |       | 増 減     |        |
|-----|---------------|------------------------|-------|------------------------|-------|---------|--------|
|     |               | 金 額                    | 構 成 比 | 金 額                    | 構 成 比 | 金 額     | 増 減 率  |
|     |               | 百万円                    | %     | 百万円                    | %     | 百万円     | %      |
|     | 工 具           | 30,213                 | 13.2  | 34,157                 | 13.2  | 3,944   | 13.1   |
|     | 工 作 機 械       | 13,057                 | 5.7   | 9,944                  | 3.9   | △ 3,112 | △ 23.8 |
|     | ロ ボ ッ ト       | 28,223                 | 12.3  | 38,505                 | 14.9  | 10,282  | 36.4   |
|     | 機 械 工 具 事 業 計 | 71,493                 | 31.2  | 82,607                 | 32.0  | 11,114  | 15.5   |
|     | ベ ア リ ン グ     | 74,390                 | 32.5  | 84,480                 | 32.7  | 10,090  | 13.6   |
|     | 油 圧 機 器       | 70,348                 | 30.7  | 74,582                 | 28.9  | 4,233   | 6.0    |
|     | 部 品 事 業 計     | 144,738                | 63.2  | 159,062                | 61.6  | 14,323  | 9.9    |
|     | 特 殊 鋼         | 11,215                 | 4.9   | 14,641                 | 5.7   | 3,425   | 30.5   |
|     | そ の 他         | 1,669                  | 0.7   | 1,785                  | 0.7   | 115     | 6.9    |
|     | そ の 他 の 事 業 計 | 12,884                 | 5.6   | 16,426                 | 6.4   | 3,541   | 27.5   |
|     | 合 計           | 229,117                | 100.0 | 258,097                | 100.0 | 28,979  | 12.6   |

#### (2) 設備投資および資金調達の状況

当期に実施いたしました設備投資の総額は203億円であり、その主なものは、タイにおける汎用ベアリングの集約生産体制の構築、中国における油圧機器の生産能力増強、日本における工具、ベアリング、油圧機器の生産能力増強ならびに合理化投資であります。

上記の資金は、自己資金および借入金により調達いたしました。

### (3) 対処すべき課題

当社グループをとり巻く事業環境は、カーボンニュートラルに向けて、当社の主要な事業領域である自動車分野においては、本格的なEV化に向けた取り組みや事業再編が加速し、さらに、産業機械分野を含め、ものづくりのDXの進展や、SDGsをはじめとした社会・環境問題への対応など、大きく変化しております。

当社グループといたしましては、このような産業構造の大変革に対し、ロボットをはじめ多彩な事業・技術・生産ノウハウを有する独自性を活かし、EV・産業機械分野を中心とする事業構造への転換に向けて、新しいビジネスチャンスを生み出してまいります。そして、伸びしろの大きい海外市場を中心に、営業・サービス、製造・調達、研究開発の各面で体質を強化して、市場の動き・ニーズを捉え、全部門の技術を連携・結集した商品・サービスを拡販し、また、自動化・合理化により生産性を向上させていくことで、業績の一層の向上に努めてまいります。そして、事業活動を通して、環境・社会・ガバナンスなどの課題にとり組み、持続的な企業成長を目指してまいります。

株主の皆様をはじめ関係者の皆様には、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

### (4) 財産および損益の状況の推移

| 区 分                 | 第137期<br>(2019年11月期) | 第138期<br>(2020年11月期) | 第139期<br>(2021年11月期) | 第140期(当期)<br>(2022年11月期) |
|---------------------|----------------------|----------------------|----------------------|--------------------------|
| 売上高                 | 249,077<br>百万円       | 201,055<br>百万円       | 229,117<br>百万円       | 258,097<br>百万円           |
| 営業利益                | 13,348<br>百万円        | 6,850<br>百万円         | 14,718<br>百万円        | 17,025<br>百万円            |
| 経常利益                | 12,241<br>百万円        | 5,508<br>百万円         | 14,457<br>百万円        | 17,100<br>百万円            |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益 | 8,245<br>百万円         | 2,458<br>百万円         | 9,993<br>百万円         | 12,237<br>百万円            |
| 1株当たり当期純利益          | 331.89<br>円          | 100.85<br>円          | 418.09<br>円          | 513.17<br>円              |
| 総資産                 | 300,751<br>百万円       | 293,060<br>百万円       | 319,312<br>百万円       | 357,457<br>百万円           |
| 純資産                 | 124,797<br>百万円       | 124,259<br>百万円       | 138,211<br>百万円       | 156,367<br>百万円           |
| 1株当たり純資産額           | 4,836.51<br>円        | 4,791.74<br>円        | 5,470.18<br>円        | 6,330.16<br>円            |

(5) 主要な事業内容

当社グループの事業および主要製品は次のとおりであります。

|        |                                                      |
|--------|------------------------------------------------------|
| 機械工具事業 | 切削工具、塑性加工工具、切断工具、<br>工作機械、機械加工システム、<br>ロボット、ロボットシステム |
| 部品事業   | ベアリング、油圧機器、カーハイドロリクス                                 |
| その他の事業 | 特殊鋼、コーティング、工業炉                                       |

(6) 主要な事業拠点

① 当社

|     |                                                |
|-----|------------------------------------------------|
| 本社  | 東京都港区東新橋一丁目9番2号（汐留住友ビル）                        |
| 支社  | 東日本（東京都）、中日本（愛知県）、西日本（大阪府）                     |
| 支店  | 北関東（群馬県）、東海（静岡県）、北陸（富山県）、<br>中国四国（広島県）、九州（福岡県） |
| 営業所 | 北海道、福島、山形、信州（長野県）                              |
| 事業所 | 富山、東富山、滑川、水橋、流杉（以上、富山県）                        |

② 子会社

|    |                                                                                                                                       |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国内 | 株式会社ナチ関東（東京都）<br>株式会社ナチ常盤（東京都）<br>株式会社ナチベアリング製造（富山県）                                                                                  |
| 海外 | NACHI AMERICA INC.（アメリカ）<br>NACHI EUROPE GmbH（ドイツ）<br>不二越（中国）有限公司<br>那智不二越（江蘇）精密機械有限公司（中国）<br>NACHI TECHNOLOGY（THAILAND）CO., LTD.（タイ） |



## (7) 従業員の状況

|        |        |
|--------|--------|
| 従業員数   | 前期末比増減 |
| 7,259名 | 54名増   |

## (8) 重要な子会社の状況

| 会社名                                   | 資本金        | 当社の<br>出資比率 | 主要な事業内容                       |
|---------------------------------------|------------|-------------|-------------------------------|
| 株式会社ナチ関東                              | 60百万円      | 100.0%      | 工具・ベアリング・油圧機器等の販売             |
| 株式会社ナチ常盤                              | 92百万円      | 63.3%       | 工作機械・ロボット・油圧機器等の販売            |
| 株式会社ナチベアリング製造                         | 89百万円      | *100.0%     | ベアリング製造                       |
| NACHI AMERICA INC.                    | 56,160千米ドル | 100.0%      | 工具・ベアリング・油圧機器等の販売             |
| NACHI EUROPE GmbH                     | 1,615千ユーロ  | 100.0%      | 工具・ロボット・ベアリング・油圧機器等の販売        |
| 不二越（中国）有限公司                           | 250,516千元  | 100.0%      | 工具・ロボット・ベアリング・油圧機器等の販売        |
| 那智不二越（江蘇）精密機械有限公司                     | 144,957千元  | 100.0%      | 工具・ロボット・油圧機器・カーハイドロリクス製造      |
| NACHI TECHNOLOGY (THAILAND) CO., LTD. | 1,176百万パーツ | 100.0%      | ベアリング製造販売<br>工具・ロボット・油圧機器等の販売 |

(注) \*は子会社による出資を含む比率であります。

## (9) 主要な借入先および借入額の状況

| 借入先         | 借入金残高  |
|-------------|--------|
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 18,832 |
| 株式会社北陸銀行    | 10,105 |

百万円

## 2. 当社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 60,000,000株  
 (2) 発行済株式総数 24,919,343株  
 (うち自己株式数 1,217,264株)  
 (3) 株主数 18,297名

### (4) 大株主

| 株 主 名                               | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|-------------------------------------|-------|---------|
| 那 智 わ ね い 持 株 会                     | 2,486 | 10.49   |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）             | 1,877 | 7.92    |
| ナ チ 不 二 越 従 業 員 持 株 会               | 1,472 | 6.21    |
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行               | 925   | 3.90    |
| ナ チ 取 引 店 持 株 会                     | 902   | 3.81    |
| 株 式 会 社 北 陸 銀 行                     | 865   | 3.65    |
| 株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ） | 845   | 3.57    |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社                 | 793   | 3.35    |
| 住 友 生 命 保 険 相 互 会 社                 | 754   | 3.18    |
| 三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社             | 505   | 2.13    |

- (注) 1. 自己株式(1,217千株)は上記大株主から除外しております。  
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。  
 3. 自己株式には取締役向け株式交付信託が所有する当社株式162千株およびE S O P信託が所有する当社株式15千株を含んでおりません。

- (5) 当期に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況  
 当期に交付した株式報酬の内容は次のとおりであります。

|               | 株 式 数   | 交 付 対 象 者 数 |
|---------------|---------|-------------|
| 取締役（社外取締役を除く） | 10,746株 | 3名          |

- (注) 株式報酬制度の内容の概要は、下記3. (2)①(d)に記載のとおりであります。

### 3. 会社役員の状況

#### (1) 取締役および監査役の状況

| 地 位       | 氏 名     | 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況                      |
|-----------|---------|------------------------------------------------|
| *取締役会長    | 本 間 博 夫 |                                                |
| *取締役社長    | 坂 本 淳   |                                                |
| 取締役副社長    | 林 秀 憲   | 営業統括（国内・海外）、営業本部長                              |
| 常務取締役     | 原 英 明   | 製造統括、人事担当                                      |
| 取 締 役     | 古 澤 哲   | 経営企画部長、海外営業担当、<br>コンプライアンス本部長、海外人事担当           |
| 取 締 役     | 国 崎 晃   | DX推進担当、ロボットシステム担当                              |
| 取 締 役     | 北 山 恭   | 工具製造技術担当                                       |
| 取 締 役     | 越 濱 哲 夫 | 総務担当、リスク管理総括                                   |
| 取 締 役     | 広 瀬 秀 一 | 軸受事業部長                                         |
| 取 締 役     | 市 川 和 愛 | 油圧事業部長                                         |
| 取 締 役     | 澤 崎 裕 一 | 財務担当、財務部長                                      |
| 取 締 役     | 黒 澤 勉   | 軸受構造改革担当、製造担当（工具・マテリアル）<br>調達本部長               |
| 取 締 役     | 牛 丸 裕 之 | 製造統括本部長、製造担当（油圧・カーハイドロリクス・<br>ロボット・工作機・サーモテック） |
| 取 締 役     | 三 浦 昇   | 中国事業担当、不二越（中国）有限公司中国総代表                        |
| 取 締 役     | 児 玉 純 一 |                                                |
| 取 締 役     | 岡 部 洋   |                                                |
| 常 勤 監 査 役 | 小 林 昌 行 |                                                |
| 常 勤 監 査 役 | 堀 将 志   |                                                |
| 常 勤 監 査 役 | 山 崎 昌 一 |                                                |
| 監 査 役     | 松 永 徳 宏 | 弁護士（西村あさひ法律事務所パートナー）                           |

(注) 1. \*は代表取締役であります。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

2. 2022年2月22日開催の第139期定時株主総会において、新たに、牛丸裕之、三浦昇の両氏が取締役  
に選任され就任いたしました。また、藤樫茂、浦田信一、佐々木法嗣の各氏が辞任により取締役を退  
任いたしました。
3. 取締役児玉純一、同岡部洋の両氏は、社外取締役であります。
4. 常勤監査役山崎昌一、監査役松永徳宏の両氏は、社外監査役であります。
5. 常勤監査役小林昌行氏は当社財務部門における長年の経験があり、同山崎昌一氏は金融機関における  
長年の経験があり、それぞれ財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 取締役児玉純一、同岡部洋、常勤監査役山崎昌一、監査役松永徳宏の各氏を、東京証券取引所の定め  
に基づく独立役員として届け出ております。
7. 取締役児玉純一氏は、ミナトホールディングス(株)の社外取締役を兼任しております。

## (2) 取締役および監査役の報酬等

### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月19日開催の当社取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係  
る決定方針について決議しております。同決定方針の内容は以下のとおりであります。

#### (a) 基本方針

当社取締役の報酬は、業績の向上および中長期的な企業価値の増大に向けて職責を担ってい  
くことの対価として、優秀な人材の確保、維持ができるよう相応の水準とすることを基本方針  
とする。具体的には、外部の客観的な報酬のデータを参考に、当社取締役の報酬がかかる水準  
となるよう取締役報酬内規を定め、かかる内規に基づいて、当社取締役の報酬は、基本報酬、  
業績連動報酬および株式報酬から構成される。ただし、社外取締役については、その職務に鑑  
み、基本報酬のみを支給するものとする。

#### (b) 基本報酬に関する方針

基本報酬は、固定の月額報酬とし、各取締役の職位・担当を基礎に、取締役報酬内規に基づ  
いて算定するものとする。

#### (c) 業績連動報酬に関する方針

業績連動報酬は、各事業年度の業績（営業利益）、株主への配当、従業員賞与水準等を総合  
的に勘案して、取締役報酬内規に基づき算定し、役員賞与として原則として年1回12月に支  
給するものとする。

## (d) 株式報酬に関する方針

当社は、当社取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、当社取締役が株価の変動による利益・リスクを株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、株式報酬制度を導入している。当該制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が当該信託を通じて各取締役に対して交付されるものである。ポイントは、株式交付規程に基づき、各取締役の役位等に応じて付与される。なお、株式交付時期は、原則として取締役の退任時とする。

## (e) 基本報酬、業績連動報酬および株式報酬の額の取締役の個人別の報酬の額に対する割合の決定に関する方針

業績連動報酬（賞与）の割合は、当社の主要な需要が自動車・産業機械向けであり、同業界の動向に業績が左右されやすい状況も勘案して、報酬総額の概ね25%程度以内とする。

## (f) 個人別の報酬の内容の決定の委任に関する事項

個人別の報酬は、取締役報酬内規に基づき、外部の客観的な報酬のデータを参考として、当社の業績や経営内容、事業環境、および職位・等級などを総合的に考慮した所定の方式により算定し、取締役会が最終の決定を取締役会議長に一任する旨の決議を行うものとする。

## ② 取締役および監査役の報酬等の総額

| 区 分                | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額（百万円） |           |            | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|--------------------|-----------------|-----------------|-----------|------------|-----------------------|
|                    |                 | 基本報酬            | 賞与        | 株式報酬       |                       |
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 656<br>(21)     | 405<br>(21)     | 76<br>(-) | 175<br>(-) | 19<br>(2)             |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 81<br>(33)      | 81<br>(33)      | -<br>(-)  | -<br>(-)   | 4<br>(2)              |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 737<br>(54)     | 486<br>(54)     | 76<br>(-) | 175<br>(-) | 23<br>(4)             |

- (注) 1. 上記の取締役の人員には、2022年2月22日開催の第139期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役3名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬（賞与）に係る業績指標は営業利益であり、その実績は上記1. (4)に記載のとおりであります。当該指標を採用した理由は、当社が業績評価の指標として、企業本来の営業活動の成果を反映する当該指標を重視しているためであります。業績連動報酬の算定方法は、上記①(c)に記載のとおりであります。

4. 株式報酬の額は、当期に付与したポイントに係る費用計上額であります。株式報酬制度の内容の概要は上記①(d)に記載のとおりであり、当期に交付した株式報酬の内容は上記2. (5)に記載のとおりであります。
5. 取締役の報酬限度額は、2007年2月21日開催の第124期定時株主総会において年額1,000百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は16名であります。  
また、当該報酬限度額とは別枠で、2020年2月19日開催の第137期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬制度の導入を決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は14名であります。
6. 監査役の報酬限度額は、2007年2月21日開催の第124期定時株主総会において年額200百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。
7. 取締役会は、取締役会議長である代表取締役会長本間博夫氏に対し、取締役の個人別の報酬の最終の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。  
なお、取締役会は、当期に係る取締役の個人別の報酬等の内容について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が上記①に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 重要な兼職先と当社の関係

社外監査役の松永徳宏氏は、西村あさひ法律事務所の弁護士（パートナー）であり、当社は同事務所にも所属する弁護士との間で、法律顧問契約を締結しております。なお、社外役員その他の兼職先につきましては、上記(1)の(注)をご参照ください。

#### ② 当事業年度における主な活動状況

| 区分    | 氏名   | 出席            | 状況            |
|-------|------|---------------|---------------|
| 社外取締役 | 児玉純一 | 取締役会 全12回中11回 | —             |
| 社外取締役 | 岡部洋  | 取締役会 全12回中12回 | —             |
| 社外監査役 | 山崎昌一 | 取締役会 全12回中12回 | 監査役会 全11回中11回 |
| 社外監査役 | 松永徳宏 | 取締役会 全12回中12回 | 監査役会 全11回中11回 |

各人がその経験と見識に基づき、適宜発言を行っております。また、取締役児玉純一、同岡部洋の両氏は、それぞれ豊富な経験と高い見識を活かして当社の経営を適切に監督しており、社外取締役に期待される役割を果たしております。

#### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項により、社外取締役および社外監査役との間で、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

#### (5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、監査役および管理職従業員を被保険者として、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該契約の保険料は全額当社が負担しております。当該契約は、被保険者がその業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害（法律上の損害賠償金および争訟費用）を填補するものであります。ただし、被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する場合、被保険者の犯罪行為に起因する場合、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する場合等は填補の対象となりません。

#### 4. 会計監査人の状況

(1) 名称 E Y新日本有限責任監査法人

##### (2) 報酬等の額

|                               | 支 払 額 |
|-------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等          | 63百万円 |
| 当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 | 63百万円 |

- (注) 1. 当社の重要な子会社のうち在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画、職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

##### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

##### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の適格性・独立性を害する事由の発生により適正な監査の遂行が困難であると認められる場合等に、必要に応じて会計監査人の解任または不再任に関する決定を行います。また、会社法第340条第1項に定める解任事由に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任し、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告いたします。



## 5. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針

### (1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務および事業の内容や当社グループの企業価値の根源を十分に理解し、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を持続的に確保し、向上していくことを可能とする者であることが必要であると考えております。

当社では、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方については、当社株式の市場における自由な取引を通じて決まるものであり、特定の株主または株主グループによって当社株式の大規模買付行為（「大規模買付行為」の定義につきましては、下記(2)②(a)をご参照ください。）が行われた場合であっても、これを受け入れるか否かは、最終的に株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、大規模買付行為は、それが成就すれば、当社グループの経営に直ちに大きな影響を与えうるだけの支配権を取得するものであり、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しております。こうした事情に鑑み、当社は、大規模買付者（「大規模買付者」の定義につきましては、下記(2)②(a)をご参照ください。）をして株主の皆様の判断に必要なかつ十分な情報を提供せしめること、さらに、大規模買付者の提案する経営方針等が当社グループの企業価値に与える影響を当社取締役会が検討・評価して株主の皆様の判断の参考に供すること、場合によっては当社取締役会が大規模買付者と交渉または協議を行い、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替的提案を株主の皆様に提示することも、当社の取締役としての責務であると考えております。

さらに、今日、当社グループの企業価値または株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような大規模買付行為がなされる可能性も決して否定できない状況にあります。このような当社グループの企業価値または株主共同の利益に資さない大規模買付者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、当社は、このような者による大規模買付行為に対しては、大規模買付者による情報提供、当社取締役会による検討・評価といったプロセスを確保するとともに、当社グループの企業価値または株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付行為に対する対抗措置を準備しておくことも、また当社の取締役としての責務であると考えております。

## (2) 基本方針実現のためのとり組みの具体的な内容の概要

### ① 基本方針の実現に資する特別なとり組み

当社は、「ものづくりの世界の発展に貢献する」という会社の使命のもと、持続的な成長と企業価値の向上に努めることを最重要課題と考えております。そして、長期ビジョンとして、「成長企業への挑戦、夢をかなえるものづくり企業へ」を掲げ、経営基盤の強化にとり組んでおります。

こうした経営の基本方針に基づいて、当社グループは、工具、工作機械、ロボット、ベアリング、油圧機器および特殊鋼事業で蓄積してきた、総合機械メーカーとしての独自の技術、事業展開の強みを活かして、お客様のものづくりのプロセスに対して、高精度、高機能、高い信頼性を有した商品、技術、ソリューションを提供しております。

また、経営の透明性・公平性を高め、株主の皆様をはじめ当社グループと関係するお客様、サプライヤー、金融機関、従業員、地域社会など多様なステークホルダーとの良好な関係を築き、長期的かつ安定的な収益の確保をはかり、企業価値を高めて社会的な使命を果たすよう努めております。

なお、当社は、株主の皆様に対する利益還元を企業経営の基本の一つとして位置づけ、配当につきましては、連結業績、配当性向などを総合的に勘案し、安定的な配当を継続実施することを基本としており、内部留保資金につきましては、将来の事業展開、財務体質の強化に充ちたいします。

当社グループは、長期的な展望に立って経営資源の拡充に努め、世界市場での事業基盤の確立と企業価値の最大化にグループをあげてとり組んでまいります。

- ② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するためのとり組み

当社は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保、向上させ、上記(1)に記載の基本方針（当社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針をいいます。以下、同じとします。）を実現するため、2008年2月20日開催の当社第125期定時株主総会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を導入し、その後、2011年2月23日開催の当社第128期定時株主総会、2014年2月19日開催の当社第131期定時株主総会、2017年2月22日開催の当社第134期定時株主総会および2020年2月19日開催の当社第137期定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき継続いたしました（以下、当社第137期定時株主総会において継続をご承認いただいた対応策を「本施策」といいます。）。

- (a) 本施策継続の目的および本施策の対象となる当社株券等の買付け

本施策は、特定株主グループの議決権保有割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権保有割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（取引所金融商品市場における買付け、公開買付け、その他具体的な買付方法の如何を問いませんが、当社取締役会が予め同意したものを除きます。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）が、当社グループの企業価値に重大な影響を及ぼす場合において、上記(1)に記載の基本方針に沿って当社グループの企業価値を確保し、向上させるため、大規模買付行為に適切な対応を行うことを目的としております。

ここに、「特定株主グループ」とは、(i)当社株券等の保有者およびその共同保有者、または(ii)当社株券等の買付け等を行う者およびその特別関係者をいい、「議決権保有割合」とは、特定株主グループが上記(i)の場合においては当該保有者の株券等保有割合をいい、特定株主グループが上記(ii)の場合においては当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等所有割合の合計をいいます。

(b) 本施策の概要

本施策は、大規模買付者が従うべき大規模買付ルールおよび大規模買付行為に対して当社がとりうる大規模買付対抗措置から構成されております。

本施策においては、まず、大規模買付ルールとして、大規模買付者に対し、株主の皆様および当社取締役会による判断のための情報提供ならびに当社取締役会による検討・評価のための期間の付与を要請しております。

次に、当社取締役会が、大規模買付対抗措置として、会社法その他の法令および当社定款によって認められる相当な対抗措置の発動を決議しうることを前提として、その発動の要件を、大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合または大規模買付行為によって当社グループの企業価値または株主共同の利益が著しく毀損される場合に限定することといたしました。

本施策に基づき大規模買付対抗措置を発動するか否かは、最終的には当社取締役会により決定されますが、その判断の客観性および合理性を担保するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社の社外取締役、社外監査役または社外有識者から構成される独立委員会を設置し、その意見を最大限尊重することといたしました。

なお、当社は、本施策に従って大規模買付対抗措置を機動的に実施するため、新株予約権の発行登録を行う場合があります。

(注) 本施策の有効期間は、本総会終結の時までとなっております。当社は、社会・経済情勢の変化、買収防衛策に関する議論の進展等も踏まえ、本施策の継続の是非や内容について検討を行った結果、2023年1月12日開催の当社取締役会において、本総会における株主の皆様のご承認を条件として、本施策を一部変更のうえ継続する内容の当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）について決議いたしました。その詳細につきましては、第8号議案「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件」またはインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.nachi-fujikoshi.co.jp/>）に掲載の2023年1月12日付当社ニュースリリース「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続のお知らせ」をご参照ください。

(3) 上記の各とり組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

① 基本方針の実現に資する特別なとり組み

上記(2)①に記載した企業価値向上のためのとり組みは、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を持続的に確保し、向上させるための具体的方策として策定されたものであり、上記(1)に記載の基本方針の実現に資するものです。したがって、これらのとり組みは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものではありません。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

(a) 本施策が基本方針に沿うものであること

本施策は、大規模買付者をして株主の皆様の判断に必要なかつ十分な情報を提供せしめること、さらに、大規模買付者の提案する経営方針等が当社グループの企業価値に与える影響を当社取締役会が検討・評価して株主の皆様の判断の参考に供すること、場合によっては、当社取締役会が大規模買付行為または当社グループの経営方針等に関して大規模買付者と交渉または協議を行い、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替的提案を株主の皆様に提示すること等を可能とすることにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるための枠組みであり、上記(1)に記載の基本方針に沿うものです。

(b) 本施策が株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、(i)本施策は当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上を目的とするものであること、(ii)大規模買付ルールの内容ならびに大規模買付対抗措置の内容および発動要件は事前に開示されていること、(iii)本施策の継続等について株主の皆様の意思が反映されていること、(iv)大規模買付対抗措置の発動の手續について当社取締役会の判断に係る客観性・合理性が確保されていること、(v)本施策は経済産業省および法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足していること、(vi)本施策は経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5. いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっていること、(vii)デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないことの原因から、本施策は当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表 (2022年11月30日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	187,363	流 動 負 債	125,072
現 金 及 び 預 金	36,042	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	55,060
受 取 手 形、売 掛 金 及 び 契 約 資 産	67,966	短 期 借 入 金	41,123
商 品 及 び 製 品	36,029	コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	5,000
仕 掛 品	14,641	リ ー ス 債 務	816
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	26,248	未 払 費 用	9,300
そ の 他	6,623	未 払 法 人 税 等	3,025
貸 倒 引 当 金	△ 188	そ の 他	10,744
固 定 資 産	170,094	固 定 負 債	76,018
有 形 固 定 資 産	123,508	長 期 借 入 金	53,703
建 物 及 び 構 築 物	31,321	リ ー ス 債 務	1,956
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	71,782	繰 延 税 金 負 債	8,509
土 地	9,941	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	24
リ ー ス 資 産	2,704	株 式 給 付 引 当 金	476
建 設 仮 勘 定	5,416	退 職 給 付 に 係 る 負 債	9,533
そ の 他	2,341	そ の 他	1,814
無 形 固 定 資 産	3,497	負 債 合 計	201,090
ソ フ ト ウ エ ア	1,194	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	1,546	株 主 資 本	128,349
そ の 他	756	資 本 金	16,074
投 資 そ の 他 の 資 産	43,088	資 本 剰 余 金	11,408
投 資 有 価 証 券	28,357	利 益 剰 余 金	106,758
長 期 貸 付 金	96	自 己 株 式	△ 5,892
退 職 給 付 に 係 る 資 産	8,849	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	20,556
繰 延 税 金 資 産	2,059	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	13,616
そ の 他	3,733	為 替 換 算 調 整 勘 定	7,891
貸 倒 引 当 金	△ 8	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△ 951
資 産 合 計	357,457	非 支 配 株 主 持 分	7,460
		純 資 産 合 計	156,367
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	357,457

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2021年12月1日から
2022年11月30日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売上高		258,097
売上原価		197,704
売上総利益		60,392
販売費及び一般管理費		43,366
営業利益		17,025
営業外収益		
受取利息及び配当金	803	
持分法による投資利益	28	
その他	2,109	2,940
営業外費用		
支払利息	978	
その他	1,886	2,865
経常利益		17,100
特別利益		
固定資産売却益	18	
関係会社清算益	332	350
特別損失		
固定資産除売却損	52	
投資有価証券評価損	98	150
税金等調整前当期純利益		17,301
法人税、住民税及び事業税	5,486	
法人税等調整額	△ 337	5,148
当期純利益		12,152
非支配株主に帰属する当期純損失		84
親会社株主に帰属する当期純利益		12,237

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集(通知)

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

貸借対照表 (2022年11月30日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	114,553	流動負債	109,915
現金及び預金	20,651	支払手形	757
受取手形	9,356	買掛金	15,790
売掛金	34,561	電子記録債務	28,745
電子記録債権	7,027	短期借入金	32,771
契約資産	520	コマーシャル・ペーパー	5,000
商品及び製品	11,479	リース債務	206
仕掛品	9,412	未払金	4,300
原材料及び貯蔵品	14,524	未払費用	5,494
前払費用	469	未払法人税等	2,297
未収入金	1,332	契約負債	345
未収消費税等	1,247	預り金	13,733
その他	4,423	その他	472
貸倒引当金	△ 455	固定負債	60,999
固定資産	145,624	長期借入金	46,644
有形固定資産	70,729	リース債務	415
建物	16,887	繰延税金負債	4,249
構築物	736	株式給付引当金	476
機械及び装置	41,193	退職給付引当金	7,411
車両運搬具	1	その他	1,802
工具器具及び備品	1,178	負債合計	170,915
土地	7,029	(純資産の部)	
リース資産	526	株主資本	75,818
建設仮勘定	3,175	資本金	16,074
無形固定資産	2,580	資本剰余金	11,420
ソフトウェア	1,003	資本準備金	11,420
ソフトウェア仮勘定	1,546	利益剰余金	54,215
その他	30	利益準備金	353
投資その他の資産	72,314	その他利益剰余金	53,862
投資有価証券	26,755	別途積立金	2,200
関係会社株式及び出資金	33,501	繰越利益剰余金	51,662
長期貸付金	2,072	自己株式	△ 5,892
長期前払費用	7	評価・換算差額等	13,444
前払年金費用	7,595	その他有価証券評価差額金	13,444
その他	2,382	純資産合計	89,262
資産合計	260,177	負債及び純資産合計	260,177

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2021年12月1日から 2022年11月30日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売上高		193,722
売上原価		158,539
売上総利益		35,182
販売費及び一般管理費		23,761
営業利益		11,420
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,272	
その他	1,091	2,364
営業外費用		
支払利息	334	
その他	1,500	1,835
経常利益		11,949
特別利益		
固定資産売却益	98	
子会社清算益	646	745
特別損失		
固定資産除売却損	14	
投資有価証券評価損	98	113
税引前当期純利益		12,581
法人税、住民税及び事業税	3,178	
法人税等調整額	115	3,293
当期純利益		9,287

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集(通知)

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年1月20日

株式会社不二越
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人

富山事務所

指定有限責任社員 公認会計士 安 藝 眞 博
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 安 田 康 宏
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社不二越の2021年12月1日から2022年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社不二越及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年1月20日

株式会社不二越
取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人

富山事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

安 藝 眞 博

公認会計士

安 田 康 宏

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社不二越の2021年12月1日から2022年11月30日までの第140期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年12月1日から2022年11月30日までの第140期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通をはかり、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換をはかり、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号口の各とり組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表)およびその附属明細書ならびに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各とり組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2023年1月24日

株式会社 不二越 監査役会

常勤監査役 小林 昌 行 ⑩

常勤監査役 堀 将 志 ⑩

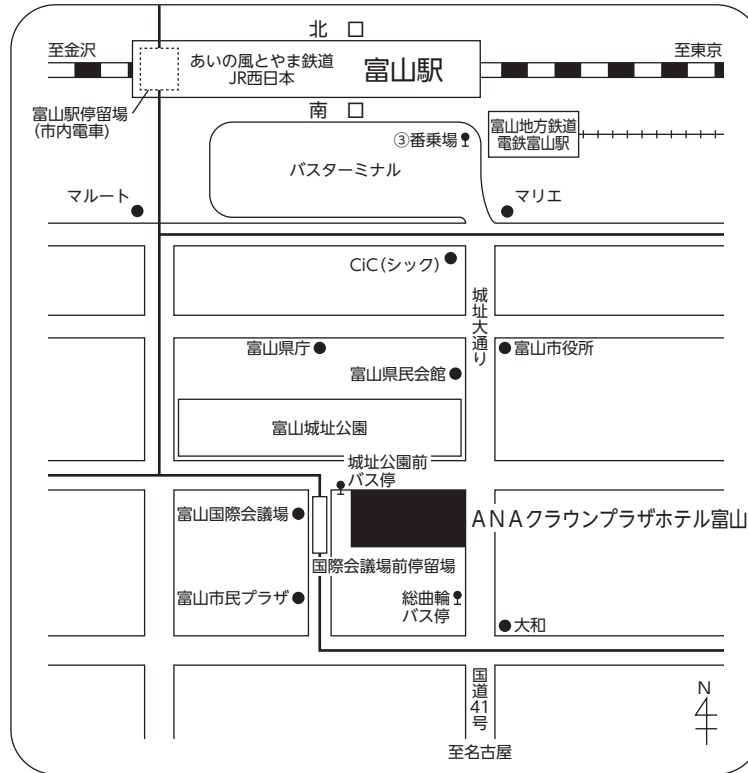
常勤監査役
(社外監査役) 山 崎 昌 一 ⑩

監 査 役
(社外監査役) 松 永 徳 宏 ⑩

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 ANAクラウンプラザホテル富山 3階「鳳」の間
富山市大手町2番3号
電話(076)495-1111(代)



- 交通
- ・富山駅から、城址大通りを徒歩で約15分、またはタクシーで約5分
 - ・市内電車「富山駅」停留場から、環状線に乗車、「国際会議場前」停留場下車すぐ
 - ・富山駅南口バスターミナル③番乗場から、富山地铁バスに乗車、「城址公園前」バス停下車すぐ
 - ・富山空港から、タクシーで約20分、または富山地铁バス富山駅前行に乗車、「総曲輪」バス停下車すぐ

お願い 当会場には専用駐車場の用意がございません。公共交通機関のご利用をお願いいたします。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。